

第5回地域福祉活動計画策定委員会 議事録

日時：平成27年1月9日(金) 14時～16時

場所：福祉センター 第1・2会議室

出席者：別紙地域福祉活動計画策定委員会名簿 14名 欠席 渡邊委員

傍聴者 1名 幹事 (別紙のとおり)

【事務局】大澤次長、藤田課長補佐、安西職員、鈴木職員(以上市福祉総務課)
内藤事務局長、森島事務局次長、花光職員(以上社協)

事務局 定刻になりましたので、第5回地域福祉活動計画策定委員会を開催します。
議題に入る前に委員長からご挨拶をお願いします。
なお、出席定数を満たしているため、本委員会が成立している旨を報告します。

今回資料 1. 計画体系図(案) 2. 総合相談イメージ 3. 素案

委員長：今日第5回の策定委員会ということでいよいよ中身が大分煮詰まってまいりました、市民への意見募集のための公開を控えまして今日はかなりつつこんだ細かい部分まで皆さんにご確認をいただこうと思います。

そのたたき台につきましては第4回の策定委員会以降6回に渡って、作業部会のメンバーの皆さんに毎週のようにお集まりいただきましてこまごまとした部分までお目通しをいただいてご意見を賜って実現可能性についても検討されて修正をしまいったところですので、それが今日の資料「体系図」の1月9日と書いてある大きなA3版の資料のほうで提示をさせていただいております。

今日はこの体系図の確認を中心に2時間の会議を進めてまいりたいと思っています
短い時間ではありますがぜひご活発なご意見ご議論を交わしていただければと思っています。

事務局(社協)：今日は渡邊委員から欠席のお知らせが来ております。また二人の方から少し遅参するというお知らせが入っておりますが、要綱に基づく定数に達していることをご報告させていただきます。

それから本日傍聴者としてお1人の参加をご報告させていただきます。以上です。

委員長：ありがとうございます。時間もございませんので、遅れてくる方には申し訳ないのですがさっそく議題に入らせていただいて中身をはじめていきたいと思っています。

今日の議事の一つ目ということで第四次鎌倉市地域福祉計画の体系図案ということです。
事務局からあわせて説明があろうと思いますけれども、1月9日版と、その後ろにホチキス

で止めていない1枚ものの10月31日版があります。まああのこういう風に変ったよというところを皆さんにもご理解いただくためにも古いバージョンと修正後のバージョンの二つご用意をさせていただいておりますが、主に1月9日版を中心にご説明をいただきます。

ちょっとまとまったお時間を頂きまして、一通りざっと全体をご説明いただくこととなります。そのあとまとめて皆様からご議論を賜りたいと思っております。早速ではありますけれども議題1について事務局から説明をお願いいたします。

事務局(社協)：それでは説明させていただきます。まず配布資料のうち、第4次鎌倉市地域福祉活動計画体系図(案)27.1.9という日付が入っているものがございます。これは皆様に開催通知をお配りしたときに平成26年10月24日という表記があるものでお送りさせていただき、この基本理念について、第4回10月31日の時に計画の柱(重点目標)とともに皆様に確認いただいているところなのですが、その後6回を経る作業部会の中で作業部会委員からこの基本理念についても見直しをしたい、という意見が寄せられたため事務局としてその委員の主旨を反映したいということでお示ししたものがこの基本理念に書かれております。

それから同じ作業部会のメンバーの方から、2点ばかり修正が出ておりますので説明させていただきます。1月9日のバージョンの2枚目の表になりますけれども社会福祉協議会が果たす役割のところの②の末尾のところ、民生委員等と連携し生活支援につなげる運営となっていたところを適当な表現としては「仕組みづくり」の方がよろしいのではないかとということで修正を、また同じ項目で④市民後見人の支援・活用というのがあったのですが、要請は行政の役割ではないかということで、市民後見人の支援・活用にあらためさせて頂いております。

開催通知とともにお送りさせていただいた体系図の変更点は以上でございます。

1月9日のバージョンと26年10月31日の体系図を比較いただきまして、10月31日の第4回でお配りした部分との変更点をご説明させていただきます。

変更点は10月31日の方にアンダーラインをふった部分ですので、変更点だけを先にご説明させていただきます。

1枚目表面の、福祉課題及び活動上の課題・要望(代表的・共通的なもの)という表記の部分です。これは関係団体・関係機関の皆様が昨年ヒアリング・アンケートを実施いたしましてそこで寄せられた意見やご要望のうち、中心となるもの、代表的共通的なものを抜き出して各重点目標ごとにお示しさせていただきました。しかし、これらのものは参考資料としてお示ししている素案の末尾に資料としてお示しすることになることから、この体系図では要望の趣旨をまとめて表現しなおしたものであるということで1月9日のバージョンを作り直しております。

それから10月31日の表面の課題解決目標・取組の方向性の中の長期目標と短期目標で

ございます。この10月31日ではあえて長期と短期という区分をし、本計画27年度から3年間の計画における達成目標を短期目標として区分して表記しておりました。しかし本来この計画期間3年間で達成可能なものを目標とすべきだろうというご意見が作業部会の中で出まして、この長期と短期という区分をなくし、3年間の本計画の中で達成すべき目標として表記しなおしております。

その際に議論の中では長期目標として入れたものでもこの3年間の計画達成目標期間中にやるべきだということで移行したものがございます。たとえば1月9日の方の資料を見ていただいて、相談体制及び権利擁護体制の確立のところでは①として書かれている総合相談窓口の開設・運営、あるいは情報収集と提供の欄のうち②地域福祉ニーズに対応した新たな情報発信手段の構築⑦災害時要援護者把握のための仕組みづくり、これらのもの等は長期目標として先にお示しておりますけれども本計画達成目標として移し替えております。逆に削除したものといたしましては、例えば10月31日の情報収集と提供の長期にある認知症高齢者の探索システムの構築ですとか、同じ長期の人材育成の方の介護職員など福祉人材の養成・支援などです。これらは現行システムでもうすでに機能している、とかあるいは法制度上ですでに図られている等の理由によりこの体系図に入れる必要はないだろうということから除いたものです。

その他いくつかの福祉課題、計画の柱（重点目標）の5項目で規定されているに重複があることから整理し、用語の整理、表現の整理等を行っています。

また類似した表現で定められているものについて整理して分かりやすいもの、として規定しなおしたものがございます。

目標達成の為の各主体の役割・取り組みでございます。これはこの策定委員会の皆様の中からこの主体に関わられる方を作業部会のメンバーとしておむかえし、ご意見を頂きまとめたものです。

追加された部分ということで申し上げますと、1月9日の体系図の住民・地域に期待される役割の情報収集と提供の欄の地域アセスメントの実施です。これは10月31日の時には表記はされておられませんけれども、重要だということから、新しく記載させて頂いております。

これに関連してボランティア・NPO等に期待される役割の関係機関との連携強化の欄とで、地域アセスメントの実施を住民・地域に期待される役割として規定しなおしたことから、地区社協ごとの地域アセスメントその他の地区社協活動に対する協力・支援として定めなおさせて頂いております。この項目につきましては、当事者団体に期待される役割の③、それから福祉施設・事業者に期待される役割③にも同様の表現があります。

新しい取り組みとしては福祉施設・事業者に期待される役割の相談体制及び権利擁護体制の欄ですけれども、①地区社協・民生委員・福祉施設・当事者団体等の連携による地域相談・地域福祉ニーズの発見・見守り活動の仕組みづくりを加えました。⑦相談支援ネットワークの形成についても同様でございます。同じ福祉施設・事業者に期待される役割を横に見て頂

きまして、関係機関との連携強化の欄では⑤の専門職員による地域住民への訪問支援など後見事業の実施欄に移りまして交流の促進の④から⑥、ボランティアや子育て中の就職希望者などの一時受け入れによる就労支援、サロン活動への機材・物品の貸出し、福祉施設・事業者による機材等の共同購入・管理による生活支援サービスの実施、さらにその右側、人材育成の欄の⑤と⑥、専門職員の講師派遣、教育委員会と連携した福祉人材育成ネットワークの形成等を新しく入れております。

続いて社会福祉協議会が果たす役割部分の新しい部分をご説明いたします。相談体制及び権利擁護体制の確立の欄の⑥経済的困窮者に対する生活福祉資金貸付事業などによる生活支援は前には入っておりませんでした。関係機関の連携強化のところでは、さきほどボランティア・NPO団体等についてふれた地区社協の地域アセスメントへの支援、その右側の人材育成のところの④⑤福祉教育（地域生活課題に対する地域住民・関係者に対する理解づくり）、市民後見人など地域福祉人材育成活動を項目として付加しております。

それ以外の部分につきましては10月31日の方の裏面の住民・地域に期待される役割から施設・福祉事業者への役割のところでは表現整備をした箇所をアンダーラインで示させていただきます。

次に、今回審議になっております27年1月9日の案につきまして体系図を読み上げさせていただきます。

※体系図を読み上げ

委員長：有難うございました。ちょっと長い時間を頂いて、説明を頂きましたが、最終確認ということもあって、一通り読み上げた方が良いでしょうということで時間を頂きました。さて、この体系図に対する皆さんからの最終的なご意見を願いたします。

作業部会の中で私もチェックしたり修正したりしたつもりだったのですが、今改めて読んで私自身もちょっと気になるようなところがあるのですが、作業部会で携わった方はもちろんですが、参加されていなかった方は特に、何故これを消してしまったのだ、とかいろいろ思いがとおりだろうと思いますので、ぜひご発言を頂ければと思います。さあ、いかがでしょうか。

作業部会に関わられていた方はどうですか。

第4回の体系図から比べると、大幅に変更した部分もありますが。皆さんご自身に関する担い手、主体のところについて、ここまではちょっと担えませんか、あるかもしれませんので。

気になった箇所として、1枚目、問題解決に向けた取組みの方向性ですね、2列目情報収集と提供の②「地域福祉ニーズに対応したデリバリー型」と書いているのですが、私が書いておきながら私が言うのはおかしいのですが、わかりますかね、デリバリー型とは要はこちらから届けますよという意味ですけども。何かもっと適切な誰が読んでもわかるような

表現に変えたほうが良いかなと、自分で書いておきながら思いました。

それと社協の役割りの相談のところ、ワンストップという言葉が消えています。これは、ちょっとワンストップはなかなか難しいということでしたかね。作業部会の皆様もご記憶を辿りながら。事務局で、何かありますか。

事務局：分野を超えたという部分を残しながら、ワンストップ、総合相談窓口を相談しやすい総合相談窓口という表現に変えています。いわゆるワンストップサービスを否定するという趣旨ではありません。市内にある各資源の方、中にも相談事業所等がありますから、そこ連携が図れるように、また社協の方に相談が寄せられた場合については、単独で対応できない場合もありますので、そういう資源が結びついて、適格な情報の集約と解決策の提供につながるようなことをイメージして敢えてワンストップという表現を削除したものです。

委員長：全ての相談機関がワンストップ対応すべきだということなのだろうと思いますが、ワンストップという言葉を使えばまたワンストップとは何だという言葉の説明が必要になってきますので。これで良いのではないかと思います。

何か他に皆様の方からございませんか。

簡単に趣旨をお話させていただきますと、相談体制及び権利擁護体制の確立というところ例えば、例えば社会福祉協議会が総合相談的な窓口を持つことによって、各民生委員さんとか、あるいは福祉施設や地域包括やいろんなところに、市内の様々な相談窓口あるいは相談的な役割を担う人々に相談が入った時に、自分だけでは答えられない対応しきれないという時にそのバックアップ体制として社協の総合相談窓口が相談に乗りますよ、ここでは制度の適用論的な相談に乗るだけでなく制度ではどうしようもないようなニーズに対しても、困ったなあ、これどうしたら良いかなあというような相談機関のお悩みに対しても後方支援的に社協の総合相談が対応する、と。単に市民が直接社協の総合相談に来ますよという話だけではなくて、相談機関の相談機関のような役割も果たしていこうと、で、相談を受け止める仕組みを作っているだけではだめなので、解決システムと連動させるというところが非常に重要になってくるわけです。それが関係機関との連携強化や交流の促進というところでの取り組みにつながってくるわけですが、地域で様々な住民活動、ボランティア活動、あるいはNPO、生協、企業、さまざまな機関の取り組みをもっと活性化させて、それらを把握しておくことによって制度外のさまざまな相談にも対応できるような仕組みを作っていこう、という趣旨です。

もう一つ、情報収集と提供というところでは、これは作業部会の中でも話が出ていたのですが、例えば「ライン」だとか「フェイスブック」であるとか今多くの人々が普通に使っているもの。仕組みを1個作っておけば例えばNPOだとか施設だとか何か行事を開催するといった時に、情報をそこへぼんと放り込んでおけば見たい人が、登録している市民が等しく享受できる情報に接することができるということです。そんな難しくなくちょっとITが

ランティアの方々の力を借りれば、お金を使うこともなく、そういう仕組みを作っているのではないかと、それでいて登録者の情報が公開されないような仕組みですね。情報を発信したいのだけれども、どこに発信したら良いかわからない、受け手の側もどこにいったらどうという情報があるかわからない、というものをつなぐ仕組みを是非作っていきたい。その一例が先ほどのフェイスブックとかラインだとかというもののなのですが、もちろんデジタルデバイスとか、ITに弱い方もいらっしゃるの、そういう方々に対する何らかな流通システムというのでしょうか、仲介システムも必要ではないかと思えます。もちろん仕組みを作ったからにはどんどん活用して頂かなければいけない。積極的に投稿して頂くとかいうことも必要だろうと思えます。

それと、特に地域で地区社協の取り組みとして、是非この計画の3年間の間に地域アセスメントに取り組んでもらいたいと思っています。地域アセスメントとは何か、というと、その地区、地区で、住民の抱えているニーズ、地域の課題、住民の不安ごと、というのが違って来るだろう、例えばこの辺り、海に近い辺りだと大きな地震がおこった時に津波の心配があるかもしれないし、大船の内陸側に行けば津波の心配ではなくて土砂崩れの心配があるかもしれない、というような、それぞれの地区で抱えている不安、課題というものが違って来るだろう。そういったものを各地区で住民が主体となって課題のあぶり出しをする、洗い出しをするというようなことを進めて頂きたい。将来的には地区社協の活動計画作りを目標にしたいのですが、この計画の期間ではそこまでは拙速であると思っています。まずはアセスメントしてもらおうと。そのアセスメントを住民任せで住民だけでやってくださいよ、と言ってもなかなか大変であると思えます。それを、社協をはじめとして福祉施設とか様々な機関や団体が協力して一緒になって地域アセスメントを重ねていけたら良いのではないかと、ということを提案しているわけです。

今回のポイントになるところを大きくいくつかの話をかいつまんでさせて頂きました。

C：2、3日前にも地区の関係者と話をしていたのですが、市の福祉計画ですが、特に包括支援センターと民生委員が中心になるような展開であるのですね。そこでこの活動計画の中では民生委員はどのような位置づけに、地域住民の中に入るのでしょうか。

委員長：地域住民に含まれると考えています。

C：民生委員が入るとなると、自治会も含まれるのですか。

委員長：はい。

C：関係機関の連携の中に③の中に民生委員も入ってますね。町内会長も。町内会も。それからもう一つですね、この活動計画の中の目標達成のところを書いてある関係機関と

の連携強化の中で①に高齢者、障害者、児童、そして生活困窮者、医療、教育というこの児童と教育との関係をどう我々が理解するかということも明確にした方がいいかなと思います。例えば小学校、中学校というのは福祉のボランティアで施設にも来るのですが、いろいろ我々もお話しさせていただくので、そういう意味では関係するのですが、その辺の位置づけをどう考えていいのか、というのはどこかで明確になっていたかなと今読みながら思いました。地域ケアシステムというのは中学校区だとか小学校区だとかこういう位置づけをしているだけに、その辺をどこかではっきりさせた方がいいかなってのは今聞いて改めてなぜ児童、教育を分けたかなあと今疑問を持っているところです。で福祉施設の方では、人材育成の中に教育委員会という形で明確にして生涯学習センターだとかいろんなところの関係を意識して教育委員会のことを入れたのですけれども、この小学校だとか中学校だとか義務教育の範囲内、〇〇子供会だとかいろいろ関係するのでその辺がこの計画でどうように考えていけばいいのかなあと、もう少し明確にした方がいいのではないかと、質問というか意見です。

委員長：有難うございます。まず1点目民生委員に関してですが、今、住民・地域に期待される役割の中に民生委員も含まれるんじゃないかと言ったのですが、なにか少し民生委員さんが客体的に書かれているのですね。この中にきれいに含まれるのかどうかというのが微妙なのでここは表現をちょっと変えて民生委員さんが明確にこの中に位置付くようにしていきたいと思います。と同時に、企業、企業というと大企業というイメージがありますが、商店とか、商工会とか商店街とかこういうものも実は資源として大きく期待するところがあるのです。これもどこら辺に位置づけたらいいのかというのをちょっと考えさせてください。

それから、ご指摘頂いた関係機関との連携強化の目標のところにある児童と教育ですけれども、最初書いた時には、福祉分野の対象とした例えば貧困世帯の児童だとか児童虐待の問題という意味の児童と、教育というのは健全育成だとか福祉への理解だとか、あるいは不登校問題なんかでは当然教育と連携しなければいけないという意味で教育とっています。それで両方書いてしまったんですけども、このあたりを上手く整理して表現したほうが良いですかね。

D：今のお話を、その部分を細かくしていきますと、結構なところまで入ってっちゃいますので、基本的には今はこのままにしておいてこの3年間の中でどういう位置づけにしていくかを考えていく、ということで良いのだらうと思うんです。で、今回これをやった趣旨、今回の計画の趣旨っていうのは基本理念に書いてありますように、既存、今鎌倉ではかなりのことがなされているという事が前提になっているわけです。但し、それがなかなかつなげていないところがあって個別の活動になっているのをつなげることによってさらに発展していきましょう、ということをお前提に作ってあるので、今の段階ではこれで良いと思

ってます。ただ、これは1年2年3年かけてやる話ですから、今後はPDCA委員会みたいな形のをどこかでおやりになるのだらうと思いますから、その際に常にチェックしていくことなだらうと思います。それから、先ほどの民生委員の話ですけどもね、民生委員の役割というのは、お気の毒なくらいに色々な法律ができると必ず民生委員が入ってくるんです。実際それを取り上げて、一つまとめたとしたらとても出来るようなものじゃないです。だから、敢えて今の段階ではここで民生委員を地域の中に入れておくんです。民生委員取り出してやってみたら民生委員のこと「冗談じゃない」こんなのできるはずないと必ず言います。だからそこは避けておきたいのです。やってみればおわかりになると思いますが、民生委員取り出してみたら大変なことになります。生活困窮者も含めていろんな法律ありますね。あの中に全部民生委員入ってますから。だから敢えてここで取り上げないほうが良いと思っています。3年間の中でやっぱりやっていきませんかというぐらいなその懐の深さを持ってないと、出来ないだらうと逆に思います。以上です。

委員長：有難うございます。民生委員を項目として出すというところまでは全然考えておりませんので、このそれぞれの項目の中に民生委員がちらちらと出てくる、この表現をちょっといじるくらいで基本的にはこの住民・地域に期待される役割の中の、この書き方を超えるものではないようにしておこうと思います。民生委員・児童委員さんは大変な役割を担っていて、地域福祉推進の扇の要の機能を果たされているというようなところを本当によく理解しております。

E：言葉上で民生委員となっていますが、正式には民生委員児童委員ですよね。だからこういう部分でもしっかりとそういう書き方をしましょうということでしたほうが良いと思います。あと、委員長がおっしゃったように、課題解決に向けた取組みの方向性という意味での情報収集と提供のデリバリーという言葉が本当に皆さんどういう形で理解していくのかなと。もう少しわかりやすい言葉に変えたほうが良いのではないかと思いますのでご検討ください。

D：デリバリーという言葉は、良い言葉だと思います。なぜかというと、ピザの配達と同じことだと考えれば良いわけです。

要は、この言葉をそのまま生かしておいた方が良かった理由は、座っているだけじゃダメですよ、という意味なのです。電話で聞いて、座ってやりとりしているだけで情報交換ができていると思っているなんてとんでもないという話です。デリバリーですよ。ピザ頼まれたら相手のところに送ってくださいよ、相手のところにきちっと。とそういう意味なので。そういう意味から良い言葉かなと思ってそのまま生かしておいたんですけど。情報の出前です。電話だけで連絡してそれで事を済ませたのではダメですよという意味ですから。

F：1枚目のですね、課題解決に向けた取組みの方向性の情報収集と提供のところの7番目なのですが、災害時要援護者把握のための仕組みづくりと書いてありますが、この仕組みづくりってというのは市社協で仕組みづくりをするという事なんですか、それとも行政が主体になって仕組み作りをするということなのか、ご説明頂きたいんですけども。

委員長：これは何か新しい仕組みを別に社協が作るとかいうような事では全然ありません。実質的に災害発生時に、きちんと命が守られる、そういう仕組みをどういう風に現行のあるものを有効に機能させていくかというところに対して、それぞれ主体の立場でどこまで協力出来るかという事なのです。例えば個人情報保護法等が壁になって自主防災組織だとか消防団だとか民生委員さんだとかあるいは地域の区長さんだとか、との間で、災害時の要援護者の名前が共有できていないだとかいうような事例が全国各地であるわけですけども、それで本当に命を守れるかどうかとかいうようなことを改めて地域の中で問うていく営みだというふうに考えて頂ければと思います。何か新しいものを別途作りますよというものではないということです。

F：一番の支障となるのは個人情報保護ですよね。個人情報を皆に知られたくないということで、要援護者にリストアップしたくないという人が殆どだと思うんですけども。私も自治会長をしていますから今後どうしていこうかということで皆さんといろいろ話しているところなのです。

委員長：やはり啓発しかないのだと思います。啓発に対して社会福祉協議会とか地区社協だとか協力出来ることは沢山あると思います。まさにこの計画の中でそういうところを取り込んでいきたいと思っています。自分の個人情報を守りたいという防衛意識と、何かあった時に自分の命を誰かが救ってくれるのかという危機管理のバランスを変えていきたいという事です。住民一人一人にその意識を変えてもらう為にはやっぱり啓発をしていかなければいけないのだろうと。登録したくない、手を挙げませんという人は、じゃあ死んでも良いのですね、誰も助けに行きませんよといって見捨てることではないのだ、という事なのだろうと思います。

F：はい、わかりました。

委員長：有難うございます。

G：私は地区社協の代表として委員の一人として入っていますが、この前の地区社協部会でのことですが、今話が出ましたが、高齢者保健福祉計画についての説明を担当者から聞く機会があって、そのとき民生委員、包括支援センターという言葉がどんどん出てくるのですが、

地区社協という言葉は出てこない。どうしてなのだという話をして、やっぱり地域に対して、僕はどっちがどうだということは言いませんが、もうちょっとその辺の整合性を図っておいたほうが良いんじゃないかと思います。地区社協がある程度前面に出るのか、自治会も含めて、民生委員も含めてという話になるわけですが。その辺のところは行政側としてもまだ確定していないようなので、もうちょっと両方がうまくいくような形で計画が作られるといいと思います。障害者もそうですね。この計画と一体的でやるのだから少し整合性をもたせた方が良いのかな、という思いがあるんですが。

委員長：この整合の問題はちょっと私ではわからないので、事務局でお願いしても良いですか。

事務局(市)：G委員からのご質問ですが、市の事業と今回の福祉活動計画の関係ですが、確かに市の事業課がやっている事業とかそういったものが地域福祉のこの取組みの中には関連しているというところも何点かあります。そのあたりをこの計画の中でどういうふうに表していくかというのは、まずちょっと工夫が必要かなと考えています。といいますのは、地域福祉というものはやはり地域住民の方が中心となるということがあります。それでそれを支援していくのが社協であり行政であるという、その関係をこの計画の中に表してこうと。例えば高齢者ですとか障害者の個別の事業計画、行政の計画の一つの事業としてこうしたことに取り組んでいきますよ、というところが既に表現されているところですので、G委員が整合性という言葉を使いましたけれども、やはり計画を作る側としてはその辺の整理というか、そういった作業は確かに必要だと考えています。それから高齢者福祉保健計画についてですが、地区社協との関わりについては、書かせて頂いておりますので、全くないとかいう訳ではございません。もう1回ちょっとお目通し頂ければと思います。民協さん以外にも、現在パブコメを実施している素案の中ですと28ページの施策の方向性のところ、(4)地域での支え合い活動の推進というところで触れさせて頂いております。読ませて頂きますと、地域住民の地域福祉に対する意識を高めていく為の取り組みということで、福祉総務課と生活福祉課が担当しております。平成23年の東日本大震災の発生以降、地域でお互いに顔の見える関係を築き、見守り助け合う地域づくりを進めようということで、地域住民が地区社会福祉協議会をはじめとする自主組織活動や地域のボランティア活動に積極的に参加して、みずから地域の一員との意識をもち関わっていきけるよう支援を行う、というところですので、こういったところでご了解いただければなと思います。

以上です。

委員長：有難うございました。よろしいでしょうか。

D：今の段階では今後整合性を取りますということで良いと思います。なぜかという、今

の段階で整合性が取れるかといったら取れないと思います。実際には来年から転がっていくのだから。それがどうなるか、やってみないとわからないわけです。そうすると今のままで、いずれ整合を取ります、という形で良いんじゃないですか。今整合性にとってどうしますか。言えますか、っていったらまず言えないでしょ。進めていく中でどういうふうになっていくのかっていったら明確にね、これで大丈夫だっていうふうに言えるものなんかまだないのだから。だからそこはピリオドでいいと思うのです。ただ、3年間の間には全てが3年間でなされないといけないことになるわけだから、そうしたらその間できちっと整合性をとっていてももらわないとバラバラになっちゃいますよね。ということは言えると思います。ただ、お互いが整合性を取るって努力を常に毎年毎年やっていてももらわなきゃ困りますという事だろうと思います。

委員長：はい、他にはいかがでしょうか。

I：この前の体系図からしますとすごく作業部会の方々、それから先生をはじめ、皆さんの努力がすごくよくわかります。また福祉施設・事業者に期待される役割のところ、包括支援センターの取り組みを特別に書き出した点もすごくよくわかって良いと思います。一つだけお聞きしたいのは、ボランティアの役割・取組みのところなのですが、ボランティア・NPO等に期待される役割と、当事者団体に期待される役割っていうのが殆ど同じですよ。これを一つにまとめてボランティア・NPOの部分と、当事者と違うところっていうと関係機関との連携強化の4番目とか交流の促進のところが少し違いますけれども、こういうのは1つにまとめて特記するというのは無理なのでしょうか。

委員長：2ページ目の1番上のボランティア・NPO等に期待される役割という段と当事者団体に期待される役割という段を一体化しちゃえということですね。どうでしょうか。

D：それは困ります。当事者というのは、障害者の当事者のことを言っている訳です。その人とNPOと一緒に成れるわけがない。言っていることは同じだけど、中身が全然違います。

委員長：よろしいでしょうか。確かにここに挙げてある項目、先ほど体系図の説明の中でも上と一緒に省略しますみたいなのが多かったのですが、文字に表すと殆ど同じなのですが、そのスタンスとかその中身は全然違うという事なのですね。

I：失礼しました。

委員長：有難うございます。

J：最後の社会福祉協議会が果たす役割と行政が果たす役割で、行政が果たす役割というのはどちらかというとなら後方支援ですよね。何となく文章的にも少ないし、少し軽いような気がします。

委員長：行政が果たす役割が少ないのではないかということなのですけども。あの、ずっと最初のころから私申し上げているところですが、基本的に最終責任を負うのは行政であると思います。また基盤整備だとかですね。実際に動いて活動するのは社協だったり施設であったりNPOが舞台の上で踊るわけですが、総合プロデュースというか幕の裏できちんと全体像を見ながら管理していくというのはやはり行政に責任があるのではないのでしょうか。だから抽象的な書き方しか出来ていないのですよね。その他何かありますか？

事務局(市)：確かに少ないのですが範囲は広いですし、対象が社協が進めるのに対する支援とかそういうふうに書かれていますけれども、まあ出来るだけ対象を限定しないような形で書き換え、表現したいと思っています。具体的に何をやるのだ、とい事になりますと、これをやりますという形で決めてしまいますと、3年は短いようで色々な事があると思っていますし、柔軟性を持って対応するためにもあまり特定の対象だとかそういったものに対する動きというような言い方はしないほうが良いのかなと思っています。先ほどの、各課との連携ですね、というか整合性というところのお話もあります。色々な要素が絡んでくるため、こうです、というふうになかなか言えないのですが、例えば今やっている地域福祉相談室などそういった地域の活動とかボランティアさん当事者団体さん、それから社協ができないようなところについては細かいところをやっていくべきだなという考えはあります。ですから、課題を上からずっと体系図の課題を振り分けていってやはり、各主体の皆さんが手に負えない部分というのですかね、そういうところを受け止められるような立場であればなというような考えはあります。具体的なお話が出来なくて申し訳ないのですが。そんなところです。

委員長：どうでしょうか。

K：随分まとめて頂いたので分かりやすくなったと思います。本計画の達成目標については前回長期と短期に区分したのを3年間の達成目標ということで一本化したという形になっています。それも良いことだと思うのですが、一つ一つの目標を見ると温度差があるのかなという思いがしたのと、特に情報収集と提供の一番初めに書いてある地域福祉ニーズの把握というのはあえてここに目標として掲げる必要があるのかな、と思います。それはもう大前提になるのではないかとの思いがしております。それと先ほどデリバリー型の情報発信ということばがわかりづらいというお話がありましたが、私は一般の方が見て、地域アセスメントの実施と言われてもわかるのかなという思いがしまして、事務局の説明を聞くと、す

ごく大事なことだと思えますし、地域包括支援センターを中心にそういった取組みをしていくことが大事であると思うのですが、これも何かわかりやすい言葉を別記でしておいた方が意図が伝わるなと思いました。言葉の整理はまたして頂けると思いますが、若干同じ文章を使っても表現が異なる部分がありまして、例えば福祉施設・事業者に期待される役割の真ん中の3番目の段の⑦ですが、ここに鎌倉市との協働による医療・福祉・介護等多職種という形で書かれております。その右の欄を見ますと、多職種多機関という形で②のところとか③のところ、これ多分同じことを言っているのではないかと思うのですが、地域包括支援センターの取組みの中では介護等多職種多機関まで含まれて意味合いとしては使うのかなという思いがしました。言葉の整理だけは確認して頂いた方がよろしいかと思いません。

委員長：ご指摘ありがとうございます。地域アセスメントについてはちょっと別記で説明をさせて頂こうと思います。それと表現の一致というのでしょうか、明確にしていく必要がありますね。1ページ目に戻りますが、目標のところの情報収集と提供の①ニーズの把握、そもそも話でこれ要らないのではないかということですが、大前提みたいところがあるので、他の目標はもう少し具体的なんだけどもここだけ抽象的ですよ。大目標的なものがあがっているので①は削除してもいいかもしれないと私も今ご指摘を受けて思いました。

L：他の委員の方から指摘があった関係機関との連携強化の二つ目の四角、①の高齢者、障害者、児童とその教育など、という児童と教育と分けたというところですけども、市の計画と含めまして、児童という言葉だと子育てをしている私としては小学校・中学校という感じがするんですね。その中の児童というのは経済的貧困だとか児童虐待だとか育児放棄なんていうことも全部児童という言葉でまとめられているんですけど、後で教育という言葉が出てくるので、こどもという表現に変えた方が良いのではないかなと思います。他に後で児童という言葉が出てくるところがあまり無いのですけれども、それも含めてやはりこどもという、保護されなければならないもの「こども」という言葉でまとめたら良いのではないかなと思います。

委員長：ご提案有難うございます。こどもという表現、さらに言えばこどもは平仮名で、という事ですね。変更させて頂くということでこれはよろしいですか。それでは、児童というところを文脈上差支えなければもう全てこどもに表現を変えさせて頂こうと思います。児童福祉法みたいな固有名詞の場合は仕方ないですけど。一般的に児童という言葉を使っている文脈では「こども」に変えさせて頂きます。これは冊子になる方の計画書（素案）の方も全体を通してチェックをさせて頂いて、こどもの表現に変えていきたいと思えます。

M：地域包括支援センターの取組みを入れて頂いて有難うございました。これまで福祉施

設・事業者に期待される役割の中でも、地域包括支援センターは委託業務ということで、種類が違うのではないかという話でしたが、今回地域包括支援センターの取組みという枠を設けて頂きました。先ほど出てきている高齢者保険福祉計画に基づきながら、文章を書かせて頂いたのですが、管理者会議の中でもお話をさせて頂いたところ、こちらの体系図の中ではなくて冊子の中でもう少し補足説明という形で地域福祉の視点を入れた内容を入れることができれば良いなあと考えております。あと、この中では書ききれない部分ですとか言葉足らずのところとか、市の担当の方とはまだすり合わせとか出来ていなかったのもう少しここは詰めていけたらと思います。以上です。

委員長：有難うございました。その話に触れようと思っていました。実はこの活動計画（素案）については、まだ統計データ等の差し込みが出来ておりません。体系図にしても、もうちょっとシンプルなものを考えています。こんな細々と書いて何ページにもわたる体系図ではなくなって3段くらいの枝葉に分かれたくらいのものでいく予定です。

N：地域ケア会議への参画とありますが、この地域ケア会議というのは10月31日の資料によると小地域ケア会議とかそういうふうな表現になっているのですが。結局現在やっている地域ケア会議ということで理解してよろしいですか。

委員長：鎌倉市で現時点どんな会議が開かれているのかというのを把握してないのですが、各地域包括支援センターがある7地区でケア会議みたいのを開いているのですか。もっと小さいレベルでやっているのですか。

N：私の認識では、各地区社協が主体になって地域ケア会議をやっています。私のところは第3地区社協ですが、地域の施設の方とかケアマネージャーとかそういう方に出て頂いて地域ケア会議やっています。他の地域ではどうされているかわかりませんが。

委員長：地区社協で開くのが基本の単位だと私もイメージをしております。10月の資料で小地域ケア会議と書いていたのがその地区社協レベルのイメージだったのですが。地域包括支援センターが運営主体になって呼びかけをしてやっているということになると基本テーマが高齢者になってしまいます。私がイメージしている地域ケア会議は生活困窮も児童虐待も一人親家庭の問題もホームレスも、高齢者に限らず地域の課題を話し合う場としてイメージしているのです。

N：体系図の3ページ目で社会福祉協議会が果たす役割のところの左から3番目に地区ごとの地域ケア会議への参画って、ここだけ地区ごとって書いてあるのですが。何故ここだけ地区ごとのって入っているのかよく理解できないものですから。それから、小地域ケア会議、

地区ごとの地域ケア会議、その辺の使い方がよくわかりません。

D：ケア会議の中身は同じです。市の社協が出来るか出来ないか、今課題になっていて宿題になっているのですが。地区社協担当をそれぞれ置いて、ケア会議に参加していこうよという話をしているわけです。市の社協は9地区あるので、それぞれの地区社協の担当を決めてもらって地区のケア会議には必ず参加して下さい、という意味を含めてここでは地区ごとのという言葉を入れました。

M：すみません、立場ごとによってその捉え方が開催する内容が若干違ってくるのかなと思うんですけども。地域包括支援センターが行う地域ケア会議というのは、どちらかというと地域の個別ケアの会議のことを言っているの、地域包括では地域ケア個別会議とも言っています。もしかしたら個別と入れた方が分かりやすいのかもしれない。

D：例えば〇〇さんという人がいて、それに対して皆関係者があつまってどうしようかっていうのを個別ケア会議って言っているのですよね。

M：そうです。

D：ここでは個別って入れない方が良いのです。何故かという、個別って入れちゃうとまたわからなくなってしまうわけです。委員長も言われたように、ここで言うケア会議は別に介護だけではないわけです。生活困窮者もあれば他の課題もあるわけだから。それをここでやってくださいよと言っているわけです。包括だけの問題じゃない。将来的には包括は色々なことをやるかもしれません。しかしここで扱うのは個別とは限りませんよ。そういう意味からいうと、地域住民の地域福祉ニーズの発見という言葉はなくすということには私はあまり賛成はしないのです。これは当たり前のことだと思っているけど当たり前のことじゃないです。これが当たり前に出来ていたら問題ないのです。

これは地域住民の方がボトムアップで挙げてください、ということを行っているわけだから、これを無くしたら意味ないですよ。この言葉をなくしちゃダメです。これ一番要の言葉です。

委員長：D委員にご指摘いただいたのは、一つは地域包括支援センターのところで開催している個別地域ケア会議。この計画では高齢者だけの分野を対象にしたものではなくて、分野を超えて地域のさまざまな個別課題を話し合うんだからむしろ入れない方が良いのではないかというご指摘と、もう一つは地域福祉ニーズの把握という言葉は削除すべきではない、というご意見なんですけれど。どうでしょうか。発見という言葉に変えるかどうかも含めて預からせて頂いて、残す方向で考えていきます。

もう一つは青色の矢印がついている総合相談の概念図と言うか作業委員会で私がホワイトボードに粗っぱいのをかいて事務局の方でワープロで作って頂いたものなんですけれど。一番下に市があります。一番上に個人、市民があります。左側が問題です。右側がその問題の解決です。そして市民が抱えるさまざまな問題を発見する仕組みが真ん中。それを解決につなげる仕組みというのが右側。どちらにも地区社協であるとか民生委員であるとかボランティアであるとかNPOであるとか、もちろん包括等々もさまざまな形で連携しながらご協力を頂くという事です。その全体像の仕組みを鎌倉市という行政が基盤を支えているのだということですね。舞台上踊っているのは真ん中に出てきている、計画の中に盛り込まれる、さまざまな機関・団体・個人というようになるものを表現したのですが、これもこの図だけだと伝わらないので、ちょっと工夫が必要かなと思います。何かしらの工夫を加えた上で、計画書の素案のどこかにこういう図を入れていきたいと思います。問題発見システムと問題解決システム、これをつながるという事と情報媒介ということ 키워ドにですね。

O：この図の右下に災害弱者というのがありますが、昔は災害弱者といいました。しかし今は災害時要支援者と言うのだと思います。変えたほうが良いと思います。

委員長：そうですね。

O：それから民生委員は民生委員児童委員にしたほうが良いのじゃないですか。

委員長：先ほどもご指摘いただいたところですが、これもこどもの表記と一緒に、全て民生委員児童委員に。民生委員児童委員？民生児童委員？

D：民生委員「ポツ」児童委員です。

委員長：統一させて頂こうと思います。これは体系図だけではなく、計画書全体を通して用語の統一はさせて頂きます。

体系図とそれを噛み砕いた素案、さらには素案に加えようと思っている図についての説明をさせて頂きました。先ほど進行管理のところPDCAの話がD委員から出ましたが、まだ素案の中にも書き込めてない状況です。第5章「計画の推進体制と進行管理」というところなのですが、まだこれも十分書けていない状況です。20ページにある評価委員会なりを設置させて頂いて事業評価の結果を持ち寄ってあげて頂いてこの評価委員会において進行のチェックを年1回くらいはしていかなければいけないねと、そういうような仕組みを是非ここへ盛り込んで文章化をしていきたいということです。それで、(2)の議題に移らせて頂きたいと思います。

委員長：今年3月までには作らないといけないものなのでタイトな日程になってきたのですが、事務局から説明をお願いします。

事務局(社協)：皆様にはまた書面でお渡ししたいと思いますが、本日は口頭で失礼致します。本日は体系図についてお示しさせて頂きました。表現整備等含めまして数々ご指摘頂きましたので、作業部会の皆様のご了解が頂ければ、また何回かご協力頂きながら最終的な体系図、素案に高めていきたいと思っております。

今日は委員の方から貴重なご意見を頂いておりますが、お帰りになられてお気付きの点もあろうかと思っておりますので、1月23日金曜日までに本日ご出席頂いた方、欠席の方からの追加の意見等を頂きたいと思っております。1月23日までに皆様から頂いたご意見を集約して、1月末には新しい素案、それから体系図等を委員の皆様にご送付したいと思っております。それには、今回お示し出来なかった写真、図、統計情報等も掲載してお渡ししたいと思っております。2月以降ですけれども、意見募集を開始いたします。現在の予定では2月9日月曜日から3週間、2月27日までに渡りまして、鎌倉市と社協のホームページで、また印刷物を作りまして鎌倉市、社協の老人福祉センター等の必要なところに配架したいと思っております。2月9日から2月27日までの意見募集期間に意見を寄せられた方の内容を集約して最終的なまとめをしたいと思っております。現在の私たちの考え方では、次回の第6回になります策定委員会が2月27日金曜日の10時から12時ということで予定しております。2月27日はちょうど意見募集の最終日ですので、どの程度の意見が出てくるかわかりませんが、適宜意見を集約して27日の第6回の策定委員会を開催させていただき、そこで出来る限り終わらせられるように準備を進めていかれるかと思います。ただ、逆に意見が多岐に渡りまして2月27日の最終日に予定している第6回の策定委員会ではまとめきれないような場合につきましては、改めて3月、今の案では3月17日に第7回の策定委員会を開催させて頂き、意見募集の内容を反映させたものを予め皆様にお送りさせて頂きながらまたアンケートを頂いた方、ヒアリングを実施させていただいた方々にも適宜お示ししながら最終案の確定を3月17日にしたいと考えております。以上です。

委員長：ということですが、まずは委員の皆様には2月27日、それと予備日ということで3月17日に策定委員会のスケジュールを仮押さえ、2月の確定ですけれども、予定を入れておいて頂きたいということ、それと今後作業部会のメンバーの方にはまたお集まり頂く労を頂かなければいけないと考えております。

非常にタイトなスケジュールですが宜しくお願いしたいと思います。

スケジュールについて何かご意見がありましたらお願いします。

Q：27年度から3年間ですね。ということは27年度の予算をどうするかという問題が

あるのですが、役所は一定の配慮はあるのでしょうか。市の予算の方。それを受けて社協の予算も出てくると思うので。

委員長：この計画の推進に関わる予算という意味ですか。であれば、これは殆ど中身としてはお金がかかるものは無いですよ。

事務局(市)：基本的に予算については、今のところ大きくプラスする要素とか大きく変更して事業をやめるとかそういう動きはこの関連ではございませんので、多少の差異はあるかもしれませんが、まるっきりなくなるとかそういうことではありませんので、ご心配なさらないで頂きたいと思います。

委員長：有難うございます

M：今、Q委員からも話があったのですが、この計画は地域福祉活動計画と地域福祉計画の合体という事で、この計画の体系図とかは事前に担当課に目を通して頂いているのかということなのですが。やはりこちらは委託なので、きちんと担当課には目を通して頂いた上で出席してもらえると良いなと思っている。やはり特に担当課には事前にこの資料はお渡し願いたいと思います。今回は見てもらっていますか。

委員長：担当課というのは？行政のですか。

R：はい行政担当課です。

事務局(市)：事前という点では作業の関係で当日配布ということに結果なってしまいました。この地域福祉活動計画でどのようなことをやっているのかということについては、幹事として関係課課長クラスが出席していますので、その辺りの情報はある程度伝わっているというようには認識をしています。また地域包括支援センターとこちらの関係というところなのですが、個別の話で言うと、担当者と計画を担当している福祉総務課とで顔合わせをしてお話をさせて頂く機会は頂きたいなと思っています。もしそういう機会があれば、参加させて頂きたいと思いますので宜しくお願い致します。

委員長：有難うございます。他にはいかがでしょうか。今日まだご発言頂いてない方で何か一言ないでしょうか。

それでは体系図及び素案に関して、後で思うところがあったというような場合は至急ご連絡いただければと思っています。1月23日まで委員の皆様からのご意見集約ということで、修正がききますので、何かありましたらまた事務局の方へお知らせください。

ということで第5回の計画策定委員会これで終わりとさせて頂きたいとおもいます。有難

うございました。

事務局：期間は残り少ないですが、事務局も全力で取り組んで参りますのでこれからもご支援をお願い致します。本日はどうも有難うございました。